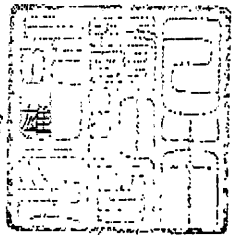




郡市区医師会長 殿

日本医師会
会長 植松 治雄



国民皆保険制度を守る国民運動について

平素は、日本医師会の活動のために種々のご高配を賜り深く感謝いたしております。

さて、総選挙終了後の 10 月 19 日、患者と高齢者にさらなる負担を強いる「厚生労働省医療制度構造改革試案」が初めて公表されました。その内容はわが国の世界に冠たる国民皆保険制度を崩壊させかねないものであります。

日本医師会といたしましては、去る 10 月、尾辻厚生労働大臣に宛て「医療費についての要望」の提出、冊子「世界トップレベルの医療を提供するために」を国会議員等に配布するなどを行い、日本医師会としての考えを主張してまいりました。

しかるに、誰でも、いつでも、どこでも安心して平等に医療を受けられる国民皆保険制度を守ることを旨とする日本医師会の要望・主張を政府にさらに強力に訴えかけるためには、国民運動を展開しなければなりません。

そのため、本日開催の第 22 回常任理事会において、地域集会の開催及び署名運動の実施を中心とした「国民皆保険制度を守る国民運動」の実施を決定し、さらに「第 3 回国民医療推進協議会総会」及び「都道府県医師会社会保険担当理事連絡協議会」を 11 月 8 日に開催することを決定するなど、運動に向けての準備を鋭意すすめているところであります。

つきましては、主旨をご理解の上、地域集会の開催及び署名運動の実施を中心とした国民運動の展開のために、都道府県医師会と協力して、下記の通り準備されることを切にお願い申し上げます。

記

1. 都道府県医師会と協力し、地域の住民諸団体と連携をとりながら、各都道府県で一斉に国民皆保険制度を守る地域集会を開ける態勢を準備すること。
2. 所属医師会員に国民皆保険制度が形骸化の危機に瀕していることを周知徹底し、都道府県医師会と連携しながら、いつでも各会員が直接地域住民に説明及び署名運動が行なえるような態勢を築くこと。

※ 署名運動期間は 11 月 8 日 (火) ～12 月 12 日 (月) です。

※ 署名運動にかかる資料は、全会員に対し日本医師会より直送いたしますが、時間がかかるため、11 月 2 日 (水) より日本医師会ホームページから趣意書、署名用紙、チラシ (全て A4 版) がダウンロードできる予定です。その旨、貴会会員にご周知願います。

※ 署名数についての中間集計報告は、11月28日(月)に各医療機関から郡市区医師会宛に報告予定ですので、集計して11月29日(火)に都道府県医師会にご報告をお願いいたします。

※ 最終集計報告は、12月12日(月)に各医療機関から郡市区医師会宛に報告予定ですので、集計して12月13日(火)に都道府県医師会にご報告をお願いいたします(最終集計報告は新聞等に発表予定です)。なお、署名簿の回収については、後日連絡いたします。

※ 勤務医の先生方からは、12月12日(月)までに署名簿を郡市区医師会に直接、あるいは所属医療機関を通じて郡市区医師会に提出していただく予定ですので、必ず最終集計報告に数を加えてください。



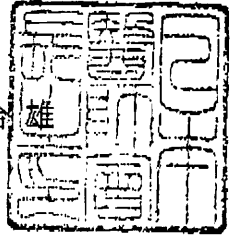
日医発第 659 号 (庶 114)

平成 17 年 11 月 1 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会

会長 植松 治雄



国民皆保険制度を守る国民運動について

平素は、日本医師会の活動のために種々のご高配を賜り深く感謝いたしております。さて、総選挙終了後の 10 月 19 日、患者と高齢者にさらなる負担を強いる「厚生労働省医療制度構造改革試案」が初めて公表されました。その内容はわが国の世界に冠たる国民皆保険制度を崩壊させかねないものであります。

日本医師会といたしましては、去る 10 月、尾辻厚生労働大臣に宛て「医療費についての要望」の提出、冊子「世界トップレベルの医療を提供するために」を国会議員等に配布するなどを行い、日本医師会としての考えを主張してまいりました。

しかるに、誰でも、いつでも、どこでも安心して平等に医療を受けられる国民皆保険制度を守ることを旨とする日本医師会の要望・主張を政府にさらに強力に訴えかけるためには、国民運動を展開しなければなりません。

そのため、本日開催の第 22 回常任理事会において、地域集会の開催及び署名運動の実施を中心とした「国民皆保険制度を守る国民運動」の実施を決定し、さらに「第 3 回国民医療推進協議会総会」及び「都道府県医師会社会保険担当理事連絡協議会」を 11 月 8 日に開催することを決定するなど、運動に向けての準備を鋭意すすめているところであります。

つきましては、貴医師会を中心とする各都道府県医療推進協議会におかれましては、上記の趣旨をご理解の上、地域集会の開催、署名運動の実施及び対外広報活動の展開について、特段のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。運動についての概要は下記の通りでございますので、貴会会員並びに関係各方面に対してのご周知方、重ねてお願い申し上げます。

記

1. 地域集会

① 開催期間

平成 17 年 11 月下旬 ～ 12 月中旬

(都合のつかない場合は、この限りではありません)

※ 開催日時・場所等がお決まりになりましたら、お手数ですが、日本医師会庶務課まで F A X (03-3946-6295) にてお知らせ下さい。

※ なお、日本医師会としては、東京都医師会と共同して、中央集会の開催を予定しております。

- ② 地域集会において採択された決議等は、都道府県知事や議会議長等への要請活動に有効にご活用下さい。

また、その写しを日本医師会庶務課までお送りいただければ幸甚に存じます。

2. 署名運動

- ① 署名開始:11月8日(火)

※ 署名運動にかかる資料は、全会員に対し日本医師会より直送いたしますが、時間がかかるため11月2日(水)より日本医師会ホームページから趣意書、署名用紙、チラシ(全てA4版)がダウンロードできる予定です。

- ② 中間集計:11月28日(月)～11月30日(水)

- ③ 署名終了:12月12日(月)

- ④ 最終集計(重要;新聞等に報道予定):12月12日(月)～12月14日(水)

- ⑤ 署名簿回収:日程については後日、連絡いたします。

3. 対外広報活動

対外広報活動として、テレビ・新聞意見広告等を行った際は、100万円を上限として費用の半額を日本医師会が負担いたします(対外広報活動及び費用を確認できる資料を添付し、日本医師会広報課宛に請求して下さい)。

4. 経費補助

活動費 50万円

国民皆保険制度を守る国民運動について（趣意書）

少子・高齢化社会において、長期化する経済不況の中、国民の健康を守るためには、国民皆保険制度の堅持が不可避であります。また、憲法に規定する国民の健康権を守るためにも、良質かつ適切な医療を安定的に提供することが必要であります。

しかるに、総選挙終了後の十月十九日、厚生労働省が初めて発表した「医療制度構造改革試案」や財政諮問会議の意見は、患者と高齢者にさらなる負担を強いる内容であり、わが国の世界に冠たる国民皆保険制度を崩壊させかねないものであります。

世界保健機関（WHO）が発表する健康達成度の各国の比較では、日本人の健康寿命は世界一、健康達成度の総合評価も世界一です。それにもかかわらず、国民総生産（GDP）に対する総医療費の割合を比較してみると、我が国は十七位で、先進諸国と比較して決して高くはありません。長生きすれば医療費は増加します。医療費総枠制は、国民の希求する医療の安全確保や質の向上を阻害し、単純に医療費を抑制する政策は、わが国の医療の質とシステムを破壊し、国民医療の後退につながります。

また、日本の国民医療費の財源は、公的負担（国と地方の財源）、保険料（事業主負担と加入者負担）、患者負担（受診時の一部負担金）で構成されています。この数年、事業主負担は減少している一方、患者負担が大幅に増加する政策がとられております。しかし、これ以上患者負担を増加させることは許されません。

誰でも、いつでも、どこでも安心して平等に医療を受けられる国民皆保険制度を守るためには、高齢者や弱者を思いやる心と、さらなる国民の結束が必要です。

つきましては、先生方のご尽力により、一人でも多くの国民の皆様運動へご参加いただき、所期の目的を達成する決意でありますので、格段のご支援を賜わりますようお願い申し上げます。

平成十七年十一月一日

日本医師会

会長 植松 治雄

会員各位